

議案第 6 号

一般職の職員の給与等に関する条例及び職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

一般職の職員の給与等に関する条例及び職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

平成 22 年 11 月 30 日提出

富津市長 佐久間 清 治

提案理由

労働基準法の一部を改正する法律（平成 20 年法律第 89 号）等の施行に伴い、職員の時間外勤務が月 60 時間を超えた場合において当該手当の支給割合を引き上げるとともに、当該手当の支給割合の引き上げに代わる時間外勤務代休時間を新設すること、及び小学校就学前の子又は要介護者のある職員が育児又は介護を行うため請求した場合において時間外勤務を制限すること、並びに職員の給料から当該職員の通勤用自動車駐車場使用料を控除できる規定を整備するため、関係する条例の一部を改正するものである。

一般職の職員の給与等に関する条例及び職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例

(一般職の職員の給与等に関する条例の一部改正)

第1条 一般職の職員の給与等に関する条例（昭和46年富津市条例第25号）の一部を次のように改正する。

第3条第2項中第4号を第5号とし、第3号の次に次の1号を加える。

(4) 通勤用自動車駐車場使用料

第14条第1項中「勤務時間以外」を「勤務時間外」に改め、同条第2項中「この項」を「この条」に改め、同条に次の2項を加える。

3 正規の勤務時間外に、又は割振り変更前の正規の勤務時間を超えて勤務することを命ぜられ、正規の勤務時間外にした勤務（勤務時間条例第3条第1項、第4条及び第5条の規定による週休日における勤務のうち規則で定めるものを除く。）の時間と割振り変更前の正規の勤務時間を超えてした勤務の時間（前項に規定する規則で定める時間を除く。）との合計が1か月について60時間を超えた職員には、その60時間を超えて勤務した全時間に対して、第1項及び前項の規定にかかわらず、勤務1時間につき、第17条に規定する勤務1時間当たりの給与額に、次の各号に掲げる勤務の区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額を時間外勤務手当として支給する。

(1) 正規の勤務時間外にした勤務 100分の150（その勤務が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は、100分の175）

(2) 割振り変更前の正規の勤務時間を超えてした勤務 100分の50

4 勤務時間条例第8条の3に規定する時間外勤務代休時間を指定された場合において、当該時間外勤務代休時間に職員が勤務しなかったときは、前項に規定する60時間を超えて勤務した全時間のうち当該時間外勤務代休時間の指定に代えられた時間外勤務手当の支給に係る時間に対しては、当該時間1時間につき、第17条に規定する勤務1時間当たりの給与額に、次の各号に掲げる時間の区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額の時間外勤務手当を支給することを要しない。

(1) 正規の勤務時間外にした勤務の時間 100分の150（その時間が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は、100分の175）から

第1項に規定する規則で定める割合（その時間が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は、その割合に100分の25を加算した割合）を減じた割合

(2) 割振り変更前の正規の勤務時間を超えてした勤務の時間 100分の50から第2項に規定する規則で定める割合を減じた割合

第23条中「ときは」の次に「、勤務時間条例第8条の3に規定する時間外勤務代休時間である場合」を加える。

（職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正）

第2条 職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成7年富津市条例第13号）の一部を次のように改正する。

第8条の2の見出し中「職員の」の次に「時間外勤務及び」を加え、同条第3項中「前2項」を「前各項」に改め、同項を同条第5項とし、同条第2項中「前項」を「前2項」に改め、「この場合において」の次に「、第2項中「小学校就学の始期に達するまでの子のある職員が、規則で定めるところにより、当該子を養育」とあるのは「要介護者のある職員（ただし、規則で定める者に該当する場合における当該職員を除く。）が、規則で定めるところにより、当該要介護者を介護」と」を加え、同項を同条第4項とし、第1項を第3項とし、同項の前に次の2項を加える。

任命権者は、3歳に満たない子のある職員が、規則で定めるところにより、当該子を養育するために請求した場合には、公務の運営に支障がある場合を除き、正規の勤務時間以外の時間における勤務をさせてはならない。

2 任命権者は、小学校就学の始期に達するまでの子のある職員が、規則で定めるところにより、当該子を養育するために請求した場合には、公務の運営に支障がある場合を除き、1月について24時間、1年について150時間を超えて、正規の勤務時間以外の時間における勤務をさせてはならない。

第8条の2の次に次の1条を加える。

（時間外勤務代休時間）

第8条の3 任命権者は、一般職の職員の給与等に関する条例（昭和46年富津市条例第25号）第14条第3項の規定により時間外勤務手当を支給すべき職員に対して、規則の定めるところにより、当該時間外勤務手当の一部の支給に

代わる措置の対象となるべき時間（以下「時間外勤務代休時間」という。）として、規則で定める期間内にある第3条第2項、第4条又は第5条の規定により勤務時間が割り振られた日（第10条第1項に規定する休日及び代休日を除く。以下「勤務日等」という。）に割り振られた勤務時間の全部又は一部を指定することができる。

- 2 前項の規定により時間外勤務代休時間を指定された職員は、当該時間外勤務代休時間には、特に勤務することを命ぜられる場合を除き、正規の勤務時間においても勤務することを要しない。

第10条第1項中「第3条第2項、第4条又は第5条の規定により割り振られた日（以下この項において「勤務日等」という。）」を「勤務日等」に改める。

第15条第3項中「一般職の職員の給与等に関する条例（昭和46年富津市条例第25号）」を「一般職の職員の給与等に関する条例」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、平成23年1月1日から施行する。ただし、第1条のうち一般職の職員の給与等に関する条例第3条第2項中第4号を第5号とし、第3号の次に1号を加える改正規定は、公布の日から施行する。

（職員の育児休業等に関する条例の一部改正）

- 2 職員の育児休業等に関する条例（平成4年富津市条例第2号）の一部を次のように改正する。

第17条の表中第14条第1項の項の次に次のように加える。

第14条第4項	要しない	要しない。ただし、当該時間が育児休業条例第17条の規定により読み替えられた第1項ただし書に規定する7時間45分に達するまでの間の勤務に係る時間である場合にあっては、第17条に規定する勤務1時間当たりの給与額に100分の150（その時間が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は、100分の175）から100分の100（その時間が午後10時から翌日の午前
---------	------	--

	5時までの間である場合は、100分の125)を減じた割合を乗じて得た額とする
--	--